**2019年規定審議会議事録**

審議会1日目（2019年4月15日）

**制定案19-01五大奉仕部門の前文を改正する件**

提案者： 第2580 地区（日本）水野代表議員

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準

である。「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針であ

る。

趣旨および効果

「四つテスト」を標準クラブ定款第 6条の前文に入れることにより、五大奉仕の活動の哲

学的、実際的な基準となる。

（審議に入る）

（反対）1040地区、四つのテストは指針ではあるが小さなスケールでは効果があるとは思うが、定款に掲載することは必要ないと思う。世界のパラダイムを変化した概念（コペルニクス等）の中で本当の真実は何かという事は不確実の時代になっている。（フェイクニュース）その理由で定款に掲載擦ることには反対。

（投票結果）213対282で否決された。

**制定案19-02　五大奉仕部門を改正する件**

提案者： 第2680 地区（日本）滝澤代表議員

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準

である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ

ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

趣旨及び効果

2016年の規定審議会で、標準クラブ定款第6条第2項第2文の後半部分が挿入され、職業奉仕部門についても、他の奉仕部門のように、その内容を行為（役割）の形で表現されることになったが、これによってかえって職業奉仕の理念が曖昧になり、適切ではないと考える

（質疑に入る）

（反対）2840地区曽我代表議員、2016年に採択された制定案を提出した地区が2840地区であった。会員の取るべき行動を付け加えた。理事会は職業奉仕をロータリークラブと会員の責務であると明確にしている。以上の理由で反対である。

（投票に入る）134対362で否決された。

**制定案19-03　第三の奉仕部門を改正する件**

提案者： 第1730 地区（フランス、モナコ）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

趣旨および効果

私たちは自然の秩序を破壊することなく人口増加に適応できるようにすべきである。互いを尊重することで、住みやすい地球を子孫に残すことができる。

（質疑に入る）

（反対）7360地区、環境に対する懸念には感謝している。どのような規制に準拠しているのか、RIの規制なのか国なのか明確ではない。従って反対である。

全員が赤のカードなので討論は終結された。

（投票結果）120対381にて否決された。

**制定案19-04　第三の奉仕部門を改正する件**

提案者： Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ（インド、第3000 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）。

第6条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む。

趣旨および効果

ロータリアンの力を活用することで農業と酪農を五大奉仕部門の一つとし、RIが採用することができる。農業生産量の増加には差し迫った世界的な需要があるためである。

（質疑に入る）

（反対）6690地区、コメントは素晴らしいと思う。重要とは認識しているがあまりにも具体的すぎるのでこの制定案は相応しくない。

（賛成）農業人口が多いなかで、基本的な人間のニーズに答えるためにも賛成していただきたい。

（反対）5340地区、国際的な組織がロータリーであり、定款組織規程に慎重にするべきなのはクラブ自主性を尊重するべきである。

（採択に入る）69対430で否決された。

**制定案19-05　第四の奉仕部門を改正する件**

提案者： 第1650 地区（フランス）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）。

第6条 五大奉仕部門

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである（ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む）。

趣旨および効果

これらのプログラムは

RIおよびロータリー財団の戦略的優先項目の実施を通じて「平和的な社会の創出」に貢献している。その観点から、ロータリーの国際奉仕は国連の持続可能な開発目標（SDGｓ）の目標と同調している。

（質疑に入る）賛否意見がなかった。

（採択に入る）157対344で否決された

**制定案19-06　第四の奉仕部門を助長する件**

提案者： Ranipet ロータリークラブ（インド、第3231 地区）

16.010.3 地区の組み合わせ

すべての地区は、ほかの国の人びと知り合いとなることを促進することで、国際理解、親

 善、平和を助長するため、理事会によってほかの国の地区と組み合わされるものとする。

趣旨および効果

外国のクラブや地区と長期的関係を築くには、地区同士を結び付けることが近道となりうる。行事日程を添えた構造的アプローチはグローバル補助金の機会の向上と、遠隔地の地区にとって文化的および友好的交換の機会の向上につながると思われる。

制定案の訂正

制定案 19-06

 第四の奉仕部門を助長する件

16.010.3 地区の組み合わせ

 すべての地区は、ほかの国の人びと知り合いとなることを促進することで、国際理解、親

 善、平和を助長するため、理事会によってほかの国の地区と組み合わされるものとする。

➡提案者が登壇せず、撤回と見なされた。

**制定案19-07　第三、四、五の奉仕部門を改正する件**

提案者： 第 5550 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）。

第 6条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求することにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和、平和リテラシーを推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和、平和リテラシー、およびと異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

趣旨および効果

ロータリーの第一の重点分野は「平和の推進」である。積極的平和とは、平和な社会を創出し維持する姿勢、制度、構造と定義される。平和リテラシーとは新しい平和のパラダイムであり、人類の問題の根本原因を治癒し、個人の生活、地域社会、国、そして世界で積極的平和を増進する力を与えるものである。

（質疑に入る）質疑無し

（投票結果）154対353で否決された

**制定案19-08　ロータリーの目的を改正する件**

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第2650 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第 4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

ロータリーの目的は、一人一人のロータリアンに奉仕理念を奨励し、これを育むとともに、 自らの職業ならびに生活全般において、その奉仕理念を実践することにある。また、この実践により、究極的に全人類の相互理解、親善、平和が達成されることを信じている。

ロータリーの中核的価値観は、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップである。

ロータリーの奉仕理念は、「人に対する思いやりを持って、人の役に立つこと」という人

間の善意の心から導かれる人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）

（RI定款の変更と同文）

趣旨および効果

RI定款と標準ロータリークラブ定款に規定されているロータリーの目的を再定義し、ロータリーの戦略計画に謳われる基本理念や決議 23-34との整合性を図ろうとするものである。そこで、戦略計画に謳われている重要な理念を改めてロータリーの目的に取り入れ、さらに決議 23-34に謳われている奉仕理念の定義を定款に規定することで、ロータリー運動の目的をより明確化しようとするものである。

（質疑に入る）質疑無し

（投票結果）111対396で否決された。

**制定案19-09　ロータリーの目的を改正する件**

提案者： Heswall ロータリークラブ（英国、第1180 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13ページ）。

第 4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとすること；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、高い倫理基準を保ち、奉仕の理念を実践すること；

第4第3 超我の奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88ページ）。

（RI定款変更と同文）

趣旨および効果

本提案の目的は、会員資格と一致するようにロータリーの目的を改正することにある。現 在、両者は一致していない。改正は、会員の資格とロータリーの目的を調和させ、会員増強と奉仕の機会の拡大につながる効果がある。

（質疑に入る）

（賛成）1780地区、未来のロータリアンが積極的に活躍で切るための制定案であり、民主的にすることで新しい会員が入会できることになる。

（投票結果）221対280で否決された

**制定案19-10　ロータリーの目的の前文を改正する件**

提案者： 千葉ロータリークラブ（日本、第2790 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第 4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

趣旨および効果

現在の国際ロータリーはポリオプラスや 6つの重点分野を軸とした人道的奉仕活動を標 榜している。 そして企業活動や職業倫理の向上のみに特別に重点を置いている訳ではない。よって、ロータリーの目的のダブルスタンダードを避けるために、主文のenterprise を activities に改定する。activitiesは企業活動や職業倫理の向上を目的とする活動を含み、これを否定するものではない。

（質疑に入る）

（賛成）5130地区、一つの単純な言葉を替えることによってより包括的になるので賛成する。

（投票結果）320対184で否決された。（3分の2以下の為）

**制定案19-11　ロータリーの目的の前文と第4 項を改正する件**

提案者： 千葉ロータリークラブ（日本、第2790 地区）

木更津東ロータリークラブ（日本、第2790 地区）

第 4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

（RI定款変更と同文）

趣旨および効果

2007年規定審議会において、職業分類に社会奉仕の種類に従って分類されることが追加された。この規定では、社会奉仕の種類に従って分類されて入会したロータリアンについて配慮されていない。さらに第 4項の「職業人」を「ロータリアン」と改正することにより、全ロータリアンの目的が明確になる。

質疑がなかったため

（投票結果）254対249で否決された

**制定案19-12　第2 のロータリーの目的を改正する件**

提案者： Mumbai South ロータリークラブ（インド、第3141 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14ページ）。

第 4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準倫理と高潔性を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

趣旨および効果

倫理は数量化できず、数量化すべきものではない。倫理は全か無かという価値観または概念であり、倫理的か非倫理的かのどちらかでしかない。高いまたは低い倫理基準というものはありえない。この概念をさらに強調するために「高潔性」という言葉を追加した。

（質疑）

（反対）4171地区、倫理モラルに関しては時間がかかり、個人的なもので多様性を取り入れる意味で反対である。

（賛成）3142地区、重要なことは人間が価値観は共通であり定量化できない。これは必要なことであり高潔性は4つのテストで示される通り、モラルであり倫理と高潔性の追加は賛成である。

（投票結果）282対226で否決された。

折衷案

**制定案19-13　第4のロータリーの目的を改正する件**

提案者：第１660地区（フランス）第1700地区（アンドラ、フランス）第1760地区（フランス）

国 際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13ページ）。

第4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、環境保護と持続可能な発展、親善、平和を推進すること。

趣旨および効果

本制定案は、環境に対する持続可能な取り組みを支持し、持続可能な発展と環境保護をロータリーの目的に追加するためのものである。

（質疑に入る）

（反対）ポリオという言葉もロータリーに入っていない、従って個別のテーマを入れることに反対する。

（投票結果）213対296で否決された。

**制定案19-14　ロータリーの目的の第4 項を改正する件**

提案者： Torino Polaris ロータリークラブ（イタリア、第2031 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13ページ）。

第4条 ロータリーの目的

第4 国際共同委員会を通じて奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

趣旨および効果

国際共同委員会は第二次世界大戦により損なわれた国際関係の修復に一役買った。現在、70カ国で 414の国際共同委員会 が活動している。そのため、歴史的にも主題的にも、本制定案は妥当である。

修正案が提出されたが省略

（投票結果）114対396で否決された。

**制定案19-15　ロータリーの目的に第5項を追加する件**

提案者： Reading Maiden Erlegh ロータリークラブ（英国、第1090 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第4条 ロータリーの目的

第5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること。

趣旨および効果

国際ロータリー定款に現在記載されているロータリーの目的は五大奉仕部門のうち四つのみに言及しており、第五部門の青少年奉仕は含まれていない。そのためロータリーの目的は不完全であり、ロータリアンはロータリーの奉仕活動の全貌を正確に想起できない。

（質疑に入る）

（反対）目的と奉仕部門とは全く違うものである。奉仕部門は５つでも目的に反映する必要はない。

（賛成）4つの項目と５つの奉仕部門とは必ず連結性が必要である。現実に4つの目的と4つの部門とは対応している事実を理解いただきたいのである。従って、賛成である。

（投票結果）296対214にて否決された。

**制定案19-16　ロータリーの目的に第5 項を追加する件**

提案者： Haenertsburg ロータリークラブ（ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、ス

ワジランド、第9400 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13ページ）。

第4条 ロータリーの目的

第5 地球を保全してその多様性を守ること。

趣旨および効果

地球との関わりを加えることで、ロータリアンによる人道的活動の長期的な持続可能性について倫理的な確認が行われることになる。人びとをロータリー活動の焦点とすることに変わりはない。

➡撤回された。

**制定案19-17　ロータリーの中核的価値観をRI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件**

提案者： 第2840 地区（日本）

第 5条 中核的価値観

ロータリーの中核的価値観は、ロータリアンが何を優先させ、どのような行動をとるのかと いう指針を含めた、組織文化の指導原則を表すものである。中核的価値観は次の通りである：親睦　高潔性　多様性　奉仕　リーダーシップ

（続く各節は、該当する番号に振り直す）

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第88 ページ）。

趣旨および効果

ロータリーの中核的価値観は、人間関係における高い倫理基準を定め、維持していくため、奉仕の理念を培い、指示するよう、私たちロータリアンを鼓舞・激励するものである。本制定案は、ロータリアンの指導原理である中核的価値観を組織規定に記載し、その位置づけをより明確にするものである。

（投票結果）218対285で否決された。

**制定案19-18　会員身分に関する規定を改正する件**

提案者： Madras Temple City ロータリークラブ（インド、第3232 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 23ページ）。

第 4条 クラブの会員身分

4.070. 会員身分の制約

細則第2.030.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくは RI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする。

趣旨および効果

RI 細則ではロータリークラブの会員が多様な背景を持つことを保証し、ロータリーは性 別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に関わらず会員の利害を保護するために多様性を受け入れているが、この方針はクラブによって積極的に保証される必要がある。組織規定文書およびロータリーの内部方針はこの点に関して明確にしているが、実際の現場では不十分な点が多い。 そのため、多様性の採用と奨励は、対象を指定した測定可能な実施戦略を通じて対応する必要がある。

（審議に入る）

（賛成）5580地区、多様性はロータリーに大事なものでありこの制定案は制限をするものではない。

（反対）5080地区、SHALLという言葉は強制であるので問題があるので反対。

（投票結果）305対204で採択された。

折衷案

**制定案19-19　標準ロータリークラブ定款から第3 条「クラブの目的」を削除する件**

提案者： 第2580 地区（日本）敦賀ロータリークラブ（日本、第2650 地区）柏原ロータリークラブ（日本、第2680 地区）東京大森ロータリークラブ（日本、第2750 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 87ページ）。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

趣旨および効果

国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款に「ロータリーの目的」がある。標準ロー

タリークラブ定款に「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすのみである。「クラブの目的」中の「クラブレベルを超えたリーダーを育成する」ことはク ラブの責務というより RI と地区の任務だと思われる。ロータリークラブは会員による

プログラムや活動を支援することに鑑みて、「クラブの目的」は不要である。この規定はロータリークラブの自律性と反するものであり、削除されるべきである。

（質疑に入る）

（反対）韓国3670地区、オブジェクトとパーパスでは必要ないとの意見であるが、ロータリーの目的をしっかりと説明したものはない。オブジェクトとパーパスと競合しているものではない。

（賛成）台湾3490地区、RI定款では特別な説明があり、５大奉仕もあるので賛成である。

（反対）韓国3620地区、ロータリーの目的は奉仕でありその実践をするものでクラブの目的を削除することはロータリーの根幹にかかわるので反対である。

反対者が2名（韓国か？）残っていたが討議は終了

（投票に入る）97対413で否決された。

制定案19-20　標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件

提案者： 加古川中央ロータリークラブ（日本、第2680 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 94 ページ）。

第 13条 理事および役員および委員会

第 7節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

• クラブ管理運営• 会員増強• 公共イメージ• ロータリー財団• 奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

趣旨及び効果

クラブにおける委員会は、それぞれのクラブの活動に沿った組織が決定されるべきであり、委員会構成の決定権限は「クラブの自治権」の重要な要素として尊重されるべきである。

これまで同様、細則に委ねるべきである。かかる規定は個々のロータリークラブの多様性を損なうものであり、ロータリー運動の発展を阻害する危険性を生じると言える。

（質疑に入る）反対意見、賛成意見が出たがパソコン操作のミスにより記載されていない。

（投票結果）115対396で否決される。

制定案19-21　主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件

提案者： 第 9700 地区（オーストラリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 94ページ）。

第 13条 理事および役員および委員会

第 7節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。各委員会の委員長は理事会のメンバーとなるものとする。

趣旨および効果

各委員会の委員長がクラブの理事会メンバーであることにより、このような指示および要請がクラブ理事会で検討され、RIから地区とクラブへの明確な指揮系統が存在することになる。適正に任命された理事会メンバーとして、各委員長は意思決定プロセスに参加し、理事会に報告をして議論に参加できるようになる。

（質疑に入る）

（反対）ロータリーの自主性と規模による関係から反対。

（賛成）9212地区、すでに採用しているクラブが多いことから賛成。

（賛成）委員会がCLPと理事会とのギャップが埋まるメリット、タイムリーに実践できるメリット、プロジェクトを明確化できるメリットがある。

（投票結果）238対269で否決された。

**制定案19-22　クラブ会長の任期を改正する件**

提案者： Béthune-Artois ロータリークラブ（フランス、第 1520 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 92～93ページ）。

第 13条 理事および役員および委員会

第 5節 ― 役員の選挙。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18カ月以上 2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7月 1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月 1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1年に限り延長するもとする。

趣旨および効果

クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制され

るべきではない。そのため、会長の任期を、就任初日から最大 2年間に制限することを提案する。

（質疑に入る）

（反対）3150地区、クラブ会長の選出に課題がある場合は問題解決策を考えるべきである。

（賛成）9685地区、ロータリアンはボランティア組織であり、計画的に活動することを前提にもう一年会長を継続する後に、退任できるという効果がある。

（投票結果）279対225で採択された。

制定案19-23　クラブ会長選出の日程を改正する件

提案者： Bang Khenロータリークラブ（カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイ、第3350 地区）第 6980 地区（米国）第 9125 地区（ナイジェリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 93ページ）。

第 13条 理事および役員および委員会

第 5節 — 役員の選挙

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 1824カ月以上 2年36カ月以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニー・デジグネートを務めるものとし、会長として就任する 2年前の 7月 1日に、会長ノミニーの役職名が与えられるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7月 1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月 1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

趣旨及び効果

長期戦略の目的に向けた準備を、クラブがより効果的に行うことができる。さらに、本変更と役職名の案は、RI細則の第 14.010.節「ガバナーノミニーの選出」（『2016年手続要覧』第 61ページ）と一致する。

（質疑に入る）

（賛成）9125地区、クラブ会長を選出する過程をガバナーと同じするべきである。

（反対）6510地区　SHALLの言葉に反対。小さなクラブは特に困難な状況に追い込むからである。大きなクラブは必要な事かもしれないが強制は避けるべき。

（反対）会長が就任するまでの期間が長くなる。

（投票結果）170対344で否決された。

**制定案19-24　クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件**

提案者： 第9125 地区（ナイジェリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 89ページ）。

第 8条 会合

第 2節 ― 年次総会。

1. 役員を選挙するため、収入と支出を含む年間予算を発表するため、および年次報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12月 31日までに開催されなければならない。

趣旨および効果

ロータリークラブを活性化するには、年次会合を単なる役員選挙の場として開催するのではなく、あらゆる団体の年次総会のような、出席を必須とする年次クラブ会合に変更すべきである。ここで新役員を選出し、収入と支出を含む年間予算と年次総合報告も発表する。

（質疑に入る）

（賛成）4189地区、透明性をもって明確に実践する必要があるから。

（反対）台湾3121地区、重要であると認識するが12月31日まで期日を規定しているが、手続き面で困難と思う。次年度役員を決める時期であり実施は不可能と思う。

延長動議がありセコンド後、投票により審議延長が決定した。

（採択結果）

**制定案19-25　出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件**

提案者： Central Blue Mountains ロータリークラブ（オーストラリア、第9685 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 24ページ）。

第 4条 クラブの会員身分

4.090. 出席報告地域参加報告

各クラブは、各月の最終例会後 15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。各クラブは、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15日以内に、事務総長に報告するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、クラブ出席報告を廃止し、会員とクラブの積極的な関与に重点を置くよう、クラブに奨励しようとするものである。ロータリーはただ例会に出席することよりも会員が積極的に参加することに重点を置いている。調査によれば、健全で会員が増加しているク ラブは地域社会に積極的に参加するクラブであることが明らかになっている。

（質疑に入る）

（反対）1830地区、ロータリーは一層「官僚的」になってしまう。

（賛成）奉仕活動の把握と公表するべき。

（賛成）ロータリーが「学校」ではなく「奉仕団体」なら奉仕活動のレポートは重要になる。

（修正動議）両方が必要と修正したい。

（議長）不採用

（特別代表）国際ロータリーに財政的負担を与える

（投票結果）240対268で否決された。

再審議動議➡出席報告と地域参加報告に変更したい。

賛否2名毎の意見発表後

再審議に対する投票➡239対265で再審議は否決された。

制定案19-26　クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件

提案者： 第9830 地区（オーストラリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 99ページ）。

第 22条 改正

第 2節 ― 第 2条と第 4条の改正。定款の第 2条（名称）および第 4条（クラブの所在 地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 1021日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。

趣旨および効果

ロータリークラブは何らかの方法で月に最低 2回の例会を開けばよいところまで 例会の回数を減らすことを選択できることになっているため、改正案の会員への通告期間を延長すべきである。

（審議）

（投票結果）398対96で採択

**制定案19-27　クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件**

提案者： Mumbai West Coast ロータリークラブ（インド、第3141 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14 ページ）。

第 5条 会員

第 2節 ― クラブの構成。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができる。

趣旨および効果

「クラブ」という語は、制限や境界のある地方組織を示唆する。国や地域のグローバル化

が進むなかで、今こそ人びとの心の中にあるこうした境界を開放する必要がある

（賛成）3240地区、クラブの意味が国、地域によって違う。クラブという名称は奉仕団体のイメージを与えない。

（投票結果）255対252で否決された。

**制定案19-28　クラブの所在地域に関する規定を改正する件**

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 19ページ）。

第 2条 国際ロータリーの加盟会員

2.020. クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに 1つのクラブを結成することができる。1つ以上の他のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。参加型の主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りが決定する通りとするものとする。

趣旨ならびに効果

組織規定文書審査委員会は最低数の職業分類が存在する地域にクラブを結成すべきであると RI細則に規定する必要はないと考えている。本制定案はそのため第 1文を削除している。 残りの 2文に対する変更は、言葉遣いを現代的に合理化するためのものであり、文意を変更するものではない。

（賛成）3660地区、柔軟性を持った前提と多様性に注視する意味で賛成。

（賛成）6740地区、職業分類だけではなく他の理由でも新しいクラブを作るという意味で有益である。

（投票結果）404対104で採択された。

**制定案19-29　衛星クラブの報告手続を改正する件**

提案者： Plimmerton ロータリークラブ（ニュージーランド、第 9940 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 93-94ページ）。

第 13条 理事および役員および委員会

第 6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営（該当する場合）。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

 (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

趣旨および効果

会計報告を監査ではなく検査するというロータリークラブと同じ柔軟性を衛星クラブに与えようとするものである。衛星クラブは「監査」が必要であると規定しているが、これは過剰に厳格であると思われる。特に RI の方針ではクラブと地区は監査を受けなければならないという規定はない

（投票結果）423対78で採択された。

**制定案19-30　例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件**

提案者： 大和ロータリークラブ（日本、第2780 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条（『手続要覧』第 88 ページ）

第 7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8条第 1節、第 12条、第15条第 4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2回、例会を行わなければならない。

および第 8条（『手続要覧』第 89 ページ）

第 8 第 7条 会合

第1節 ― 例会。［本節の規定への例外は第7条を参照のこと］

 (e) 例外。第7条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2回、例会を行わなければならない。

趣旨および効果

2016年規定審議会決定による標準ロータリークラブ定款において「第 7条 例会と出席に関する規定の例外」を強調し、それぞれの柔軟性を表現したかったのと推測するが、「第7条」が後に出現する条文・条項に対していくつも飛んで指示しているため非常に読みにくい。これを解決するため、第 7条を削除し、例外規定要件部分を各条各項ごとに記載すると理解しやすいと思われる。

（投票結果）336対174で採択された。

**制定案19-31　例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件**

提案者： 高山中央ロータリークラブ（日本、第2630 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条（『手続要覧』第 88ページ）

第 7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8条第 1節、第 12条、第15条第 4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2回、例会を行わなければならない。

趣旨ならびに効果

例会と出席に関する規定の例外を認めた場合、クラブによってさまざまな規定または要件が生まれクラブ間の格差が生じ、自己研鑽の機会が減少する危険性がある。よって、ロータリー活動を通じて自己研鑽に励み、高潔性と高い倫理基準を育成し向上させるには、ロータリークラブを通して、多くを学ぶ機会や研鑽の場、すなわち、週一回の例会参加、奉仕活動参加が必要となる。

➡撤回された

**制定案19-32　例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件**

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第2650 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条（『手続要覧』第 88 ページ）

第 7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8条第 1節、第 12条、第15条第 4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2回、例会を行わなければならない。

**趣旨および効果**

2016年の規定審議会で新たに例会と出席に関する規定の例外が設けられたが、設立当初より、例会はロータリーでは重要な会合であり、例会はロータリアンの自己研鑽と会員同士の親睦を深める絶好の機会である。どんな形にせよクラブ例会は開催されるべきである。

そこで、出席に対する一般的基準を示しながら、例会欠席による会員身分の終結条件を削除することにより、どのような立場の会員でも無理なくロータリー運動に継続的に参加することができるようになる。

➡撤回された

**制定案19-33　クラブが少なくとも年に40回、例会を行うことを規定する件**

提案者： 神戸須磨ロータリークラブ（日本、第2680 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含め

5 ることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に

6 優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回年に40回、例会を行わなければならない。

趣旨ならびに効果

ロータリーの例会制度がロータリー運動を支える最重要要素の一つであるという認識に基づく。年間を通して例会頻度を極端に緩和することは、ロータリーの例会の趣旨を損なうとともに、 ロータリアンを育てるというクラブの機能が損なわれ、現在と将来のロータリーをより強化することができなくなる。これを防止するためには、少なくとも 40回、例会を開催することが必要である。

（審議）

（反対）RI理事➡柔軟性の例外は2016年で決定した。柔軟性導入が日が浅いくまだ評価が確定していない段階では変更をすることには反対である。例会が少なくなると弱体化するという根拠はない。

（賛成）4770地区、月に2回となるとクラブでわざと実施しなくなる。年に40回は妥当である。

（投票結果）122対384で否決

制定案19-34　クラブ例会の出席に関する規定を改正する

提案者： 秋田南ロータリークラブ（日本、第2540 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 91 ページ）。

第12条 出席［本条の規定への例外は第7条を参照のこと］

第 1節 ― 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。

趣旨ならびに効果

パートナーの参加がなされることにより、例会への「代理出席」を認め、各種行事と違った一般的な「例会」を体験してもらうとともに「ロータリー」をさらに理解してもらう。ひいては夫人の入会も期待出来き、会員増強に繋がるものと思われる。

（審議）

（賛成）3131地区、ロータリーファミリーの例会参加は重要である。会員増強につながるポテンシャルがあると思う。

（投票結果）162対348で否決された。

制定案19-35　欠席のメークアップに関する規定を改正する件

提案者： Cloquet ロータリークラブ（米国、第5580 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 91ページ）。

1. 例会の前後 14日間。同年度内。例会の定例の時の前 14日または後 14日同年度以内に、

会員が 14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

趣旨ならびに効果

クラブは、年度を通じて、シンプルな表を使って出席のメークアップを手早く記録できる。 また、大半のクラブで 1カ月あたり複数回のメークアップの機会を設けているが、特別な活動の機会に参加する会員が、そのような機会が少ない時期に備えて出席（参加）を蓄えておけることは至極公平なことである。

（投票結果）286対217で採択された。

**制定案19-36　欠席のメークアップに関する規定を改正する件**

提案者： Sorocaba-Art Nossa ロータリークラブ（ブラジル、第4620 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 19ページ）。

1. 定義

10. ロータキッズ： ロータリークラブが提唱する、5 歳から12歳までの子どものための プログラム

第 12条 出席

8 第 1節 一般規定。

1. 例会の前後 14日間。例会の定例の時の前 14日または後 14日以内に、 ローターアクトクラブ、 インターアクトクラブ、またはロータキッズクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、または仮ロータキッズクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

趣旨ならびに効果

ロータキッズは 5～12 歳の子ども向けのクラブであり、若く活動的なこの年代に向けてロータリーを一つにまとめる必要性があり、これがひいてはインターアクト、ローターアクト、そしてやがてロータリーの未来へとつながる。

（審議に入る）

（反対）マロ―ニ次年度会長、ロータキッズクラブを常設の物との前提では「裏口」である。

（賛成）幼少期から育成する意味で、ロータキッズから常設プログラムとして実施するべきである。

（反対）青少年に対するプログラムで「裏口」から入る意味では問題がある。

（投票結果）115対392にて否決された。

**制定案19-37　クラブの会員身分に関する規定を改正する件**

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 23～24ページ）。

第4条 クラブの会員身分

4.060. 公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

4.080. RIの職員

クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

趣旨および効果

組織規定文書審査委員会は、上記項目は RI細則および標準ロータリークラブ定款に記載する必要がないと感じた。RIの職員に関する項目は任意事項であり、公職に就いている人は以前の職業分類の下に、引き続きロータリアンとしての身分を保持することができる。

（審議）

（反対）7170地区、公職の人がメンバーになるという意味では、公職の人たちはその立場を維持するためにクラブに入って政治的な動きをすることに反対である。クラブが分断されるリスクもある。

（賛成）7630地区、公職の文言は既に自分の仕事で入会できるので事実上意味の無い文章と思う。

（投票結果）380対125で採択された。

制定案19-38　会員資格を改正する件

提案者： 第2760 地区（日本愛知）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14ページ）。

第 5条 会員

第2節 ― クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（また

7 は）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉

8 仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

趣旨ならびに効果

歴史的にロータリーは、職業人または専門職務に携わる指導者の集団であり

この定款の規定のまま放置すると今後、職業を持たない会員のみで構成されたクラブが創立されることも容易に想定され、そうなった場合、前記ロータリーの目的が満たされないばかりか、五大奉仕である職業奉仕機能を持たないクラブが誕生することとなり、ロータリーが創立の沿革から外れた団体となる可能性がある。

（審議に入る）

（反対）RI理事会➡制限を拡大する事と、ビジネスとプロセッションを重要視することは日本の伝統かも知れない。しかし、クラブで職業を持たないメンバーで構成される事への懸念の発言があったが、世界は違う。

（投票結果）120対376にて否決された。

**制定案19-39　クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件**

提案者： RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14 ページ）。

第 5条 会員

第2節 — クラブの構成。

1. クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。
2. 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、または一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクターまたはロータリー学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

趣旨および効果

本制定案は、職業分類に関する組織規定文書の言葉遣いを現代的にし、会員の多様性という概念を強化しようとするものである。本提案は、「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。こうした変更によって、クラブが会員構成において柔軟性を保つことができると思われる。

提案者発表全文

**号：**制定案 19-39

**標題：**クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

**理事会の立場：**支持

**冒頭の発言**

議長、私は国際ロータリー理事会理事の三木　明と申します。理事会を代表し、制定案19‐39の採択を動議いたします。

本制定案の目的は、クラブがバランスの取れた会員構成を保つために必要な組織規定文書の言葉を維持しつつ、ある一つの職業分類の下にクラブに入会できる会員数の制限を削除することです。

現在クラブでは、同じ職業分類に属する会員数において制限がありますが、多くのクラブがその職業分類に下部分類をつくることで、この制限をくぐり抜けています。

この制定案は、クラブがバランスの取れた会員構成を保つために必要な組織規定文書の言葉を維持し、クラブの会員構成においてクラブが所在する地域社会の多様性を反映させることの重要性を強調するための語を新たに追加します。

本制定案で提案されている変更により、クラブが会員基盤を増強させる上で、より高い自主性と柔軟性を持てるようになり、同時にクラブ構成におけるロータリーの多様性に対する基本的なコミットメントを維持することが可能となります。

ポール・ハリスが言われた「ロータリーは社会の変化に対応しなければならない」に対応することがロータリーの発展のために必要不可欠です。クラブの奉仕活動がより一層発展するための改定であることにご理解を願いたいと思います。歴史の延長線上に組織の発展はありません。

**結びの言葉**

本制定案は、ロータリーの基本原則である職業分類システムや、地域社会を反映させるためのバランスの取れた会員構成を持つことをクラブに要請するといったこれまでの方針を変えるものではありません。

しかし、本制定案によりクラブは、会員の事業、専門職務、職業または社会奉仕といった職業分類の適切なバランスを決定するにあたり、これまで以上に柔軟性を持つことができます。

（質疑に入る）

（賛成）多くのメンバーは職業分類を薄めるという懸念しているが、職業分類はロータリーのバックボーンである事に留意願いたい。職業分類の制限について提案しているだけである。理事会には職業分類が重要な部分であることを周知させる努力をお願いしたい。多様性のあるクラブを構成する目的はさらに重要になる。

（投票結果）403対108で採択された。

折衷案その後、修正案が提出された（灰色でマスキング部分）

**制定案19-40　会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件**

提案者： 第6040 地区（米国）第6080 地区（米国）

改定案の範囲が膨大なため、趣旨と財務上の影響のみ記載

趣旨ならびに効果

趣旨および効果

本制定案は、会長エレクトが逝去または任務を遂行できない場合に、会長エレクト職の後任者を選出する手続を簡素化するものである。会長エレクトの職務は、会長エレクトが会長職の準備をするにつれて過密なものとなるため、空席が生じた場合には即座に空席を埋めることが重要である。

財務上の影響

本制定案は、指名委員会の会合の回数が減少した場合は、RIの経費削減につながる可能性がある。空席が生じた場合に、会長ノミニーまたは会長エレクトの新候補を選出するために指名委員会を再招集する必要がなければ、経費削減となる。委員会会合の経費および候補者の旅費は約 77,000米ドルである。

（審議）

（賛成）マロ―ニー次期会長から賛成意見があった。

（投票結果）492対17で採択された。

**制定案19-41　会長ノミニーの選出の規則を改正する件**

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 51ページ）。

第 12条 会長の指名と選挙

12.050. 委員会による指名

12.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、居住国に関わらず、職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を2年連続で指名しないものとする。

趣旨および効果

本制定案の目的は、指名委員会による検討のため、地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨することにある。 これにより、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出される可能性が生じるため、本制定案では指名委員会に、前年のノミニーと同じ国からの候補者を選出しないよう指示している。

（修正案）同じ居住国からではなく同じゾーンに変更を提案する。

（議長）修正案を受け入れる。

➡修正案の審議

（修正案の投票）カード式による投票の結果は採択された。

従って、修正された動議を審議する

（賛成）ライズリー元会長から賛成意見があった。暗黙の了解によるルール外のルールは好ましくない。従って、この方法に賛成する。

休憩後

修正動議の発議者から同じ国から多数のゾーンを維持している国もあることから、修正案の再審議をする旨の発言があった。

議長から再審議のカード式の投票を求め賛成多数で当初案での審議となった。

最初の動議に戻って審議開始をする。

（反対）修正案に反対をしたい、アメリカは8ゾーンを擁しているので毎年候補者を出すことが出来る事になる。

（修正案の投票）カード式での採択方式で最初の動議の審議をすることになった。

最初の動議の審議再開

（賛成）6895地区、この制定案はシンプルなものであり、最適任のロータリアンを選出するうえで、意図しない「影響」をあたらないための方策であるので賛成。

（投票結果）458対50で採択された。

**制定案19-42　会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件**

提案者： 第 3261 地区（インド）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 50ページ）。

第 12条 会長の指名と選挙

12.030. 会長指名委員の選挙

12.030.4. クラブの投票15 名を超える会員のいるクラブのみが各クラブは、少なくとも 1票を投じる権利を有するものとする。

趣旨および効果

本制定案の目的は、RI細則を改正してクラブに最低会員数 15 名を維持するよう奨励することにある。これにより、活力のあるクラブのみが投票権を有し、各票はクラブの規模に比例した価値をもつことになる。

（反対）クラブが15名以下で不活発という根拠はない。

（賛成）新しいクラブ設立には20名が必要であり、それが基準になる。

（反対）多くのクラブが権利を失うことは問題である。

（賛成）ガバナー選挙での不正防止の意味を持つ制定案であり賛成。

（採択結果）116対395で否決された。

**制定案19-43　理事指名委員会の会合期間を15 日間延長する件**

提案者： RI 理事会（三木理事）

趣旨および効果

本立法案は、理事指名委員会が会合できる時間を増やす。これは、現在細則で規定されている 2週間という期間は、多くの指名委員会で日程的に困難であることが明らかになっているためである。立法案はまた、必要に応じて理事会がこの期間以外の会合を許可できるようにするものである。

（投票結果）467対37で採択された。

**制定案19-44　理事の資格条件を変更する件**

提案者： 第1870 地区（ドイツ）Aarau ロータリークラブ（スイス、第1980 地区）

Winterthur ロータリークラブ（リヒテンシュタインとスイス、第2000 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 27～28ページ）。

第 6条 役員

6.050. 役員の資格条件6.050.3. 理事

RIの理事候補者は、理事として推薦される以前に RIのガバナーとしてその任期の全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回の研究会と 1回の国際大会に出席していなければならない。

趣旨および効果

若い RI役員によって若い世代のロータリアンの意見が RI理事会に反映されるようにな ることで、若い会員に対するロータリーの魅力が増すことになる。さらに、資格を有する候補者数も増える。現在要求されている、ガバナーとして任期を務めた後の待機期間は合理的ではないように思われる。

審議に入る

（反対）ロータリー研究会等の経験のない人たちが理事に選出された場合、本人が苦労する事は間違いない。

（賛成）1940地区、若い人たちがリーダーになってくることが重要と思う。この制定案は指名委員会を信頼する前提で賛成である。

（反対）6840地区、理事になるために3年かかることは経験を得ることで必要な期間である。

（投票結果）232対283で否決された。

**制定案19-45　理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件**

提案者： Boothbay Harbor ロータリークラブ（米国、第7780 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 56～57ページ）。

13.020.9指名員会手続による委員の選出

指名委員会の委員と補欠委員は、指名委員会の手続によって選出できる。指名委員会続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、指名が予定されている年の前年に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.2.項に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

13.020.10指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出することを選択したが、指名選

出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーを指名委員会に起用するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

趣旨および効果

本制定案は、RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにするものである。指名委員会の委員は、地区大会の選挙人よりも、候補者とその資格だけでなく選出対象の役職の要件についても精通していることが多い。本制定案の採択により、地区はその知識を活用することができる。

（審議に入る）

（投票結果）338対150で採択

**制定案19-46ガバナーノミニーの資格条件を改定する件**

提案者： 第1913 地区（クロアチア）

16.070. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

9 16.070.1. 瑕疵なきロータリアン

本人が地区内の機能しているクラブ（男女両方の会員がいるクラブ）の瑕疵なき会員であることを要する。

趣旨および効果

本制定案の目的は、地域社会とクラブにロータリーの価値観について明確なメッセージを伝え、男性または女性のみのクラブを両性が所属するクラブに迅速に転換することを推奨することにある。

（審議に入る）

賛成反対の意見が多数でた。

（投票結果）186対318で否決された。

**制定案19-47ガバナーノミニーの資格条件を改正する件**

2500地区釧路RC、3040地区（インド）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 71ページ）。

第16条地区

 16.070. ガバナーノミニーの資格条件

 理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

 16.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力

 第16.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、ガバナー補佐等の地区運営経験を持ち、身体的にもその他においてもこれを果たすことができる者でなけ ればならない

（2500地区提案者コメント原稿）実際はインド3040地区から動議説明がされた。

国際ロータリーの戦略計画の実践と中核的価値観の普及の要は地区ガバナーであることは言うまでもありません。そして大事なことは、戦略計画を継続的に実践し、地区内全クラブが効果的な結果を生み出すためには長期的視野に立った連続性を持った地区運営をすることによって達成されることは言うまでもありません。

今から18年前、2001年 規定審議会で 01-456「ガバナーの任務を改定する件」採択され、2002年 7月から地区へDLPという形で導入されました。

DLPの最大の目的の一つに、地区運営のかなめであるガバナー候補者のすそ野を広げることでした。そいて同時にガバナーの地区の運営をサポートする事と、ガバナー候補者のすそ野を広げるためにガバナー補佐という役職が新設されたことを皆様に思い出してほしいのです。

地区の様々な役職を経験したことのないクラブ会長だけの経験でガバナーになる場合、国際協議会での経験だけで、DLPに基づく戦略計画を実践するためにも、ガバナーノミニーはそれ以前に地区の運営にかかわる経験を持つことによって更なる効果的な成果を生み出すことが期待できるのです。

従って、DLP導入から 18年が経過した中で、ガバナーエレクトの資格条件にクラブ会長経験と 共に地区運営経験特にガバナー補佐を始めとした地区委員等の運営経験を持つことは長期的視点に立った RI戦略計画を実践するためには必要な要件であると認識するべきです。

最後に、この制定案はガバナー補佐経験がなければガバナーノミニーになれないのではなく、地区委員等の経験を含まれることを強調させていただきます。

（審議に入る）

（反対）ブラッドハワード元RI理事コンセプトは素晴らしいが、若い人たちにガバナーに就任することを阻害する。

（賛成）ガバナー補佐からガバナーを選出している。人材プールを豊かにすることが出来る。

修正動議➡ガバナー補佐又は地区委員長等に変更

修正動議の審議

（反対）ガバナー補佐と委員長では明確に職務が違うので反対する。

（賛成）この修正案は地区の運営の実態に相応しいので賛成

（反対）ガバナー補佐等との原文になっているので、地区委員長を追加する必要はない。

（修正案の投票結果）274対233で採択された。

修正案での本動議審議となった。

（反対）地区ガバナー選出の制限につながるので反対。指名委員会に任せるべき。

（投票結果）249対255で否決された。

**制定案19-48　ガバナーノミニーの資格条件を変更する件**

提案者： Ketchikan ロータリークラブ（カナダ、米国、第5010 地区）

国際ロータリー細則

16.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたは複数のロータリークラブで通算 75年以上会員であり、さらに前述の第 16.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

趣旨および効果

本制定案は 50 歳未満のガバナー候補者の指名を奨励しようとするものである。

地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5年に短縮し、その他の現行の要件を維持することで、若い会員がリーダー職に就き、若く資格を有するロータリアンが地区とゾーンレベルでリーダー職を目指そうとすることができるようになる。

（審議に入る）

（反対）50歳以下に関しては同意する、しかしこの制定案が正しくはない。経験が必要であり未経験のものをガバナーにすることにはリスクがある。

（投票結果）225対281で否決